

1. 労働災害の防止に関する農林水産省地方機関と 労働省地方機関との連絡会議の開催等について

昭和53年12月23日 53構改D第976号
構造改善局長から各地方農政局長あて

構造改善局所管の土地改良事業等の工事施行に当たっては、かねてより安全管理の徹底を図るなど労働災害の防止に努めてきたところであるが、更に労働基準行政機関との連携を密にし、協力して対策の推進を図る必要から、別紙要綱により、農林水産省及び労働省の各地方機関による連絡会議を設けることとした。

ついては、貴局において下記に留意の上、同連絡会議を設置してその活用を図り、労働災害防止に努められたい。

なお、労働省基準局長よりの要請については別添のとおり了承した旨回答したので申し添える。

記

1 連絡会議の開催等

地方農政局は、その所在地を管轄する都道府県労働基準局との間で連絡会議を開催すること。

2 構 成 員

連絡会議の農林水産省側の構成員は、各地方農政局及び当該地方施工調査事務所の関係職員とする。〔編注：昭和54年度から土地改良技術事務所〕

3 報 告

地方農政局において連絡会議が設置された場合は、速やかにその状況を本省あて報告すること。

4 そ の 他

連絡会議においては、地方農政局の各機関とこれを管轄する都道府県労働基準局又は労働基準監督署との具体的な連携方法等について協議し、その指導にあたること。

別紙

労働災害の防止に関する農林水産省 労働省各地方機関連絡会議設置要綱

1 目的

連絡会議は、農林水産省地方農政局（以下「地方農政局」という。）と当該地方農政局の所在地を管轄する都道府県労働基準局（以下「関係労働基準局」という。）とが相互に連絡協議し、地方農政局が発注する建設工事に係る労働災害防止活動の促進を図り、同工事の施工に係る労働災害を防止することを目的とする。

2 構成

連絡会議の構成員は、地方農政局、関係労働基準局の関係職員その他とする。

3 連絡協議事項

(1) 建設工事における労働災害の発生状況、地方農政局における工事の発注状況等の情報の交換に

関すること。

- (2) 施工業者に対する監督指導結果についての情報の交換に関すること。
- (3) その他、建設工事における労働災害の防止について必要と認められる事項に関すること。

4 会議の開催

連絡会議は、原則として年1回以上開催する。

5 運営

- (1) 連絡会議の運営は、地方農政局と、関係労働基準局との合議のうえ行い、庶務は、関係労働基準局安全主務課において行う。
- (2) 必要に応じて連絡会議に幹事会を置くことができる。

別添

労働災害の防止に関する農林水産省地方機関と労働省地方機関との連携の強化について

昭和53年12月23日 53構改D第976号

農林水産省構造改善局長から労働省労働基準局長あて

昭和53年12月15日付基発第688号によつて要請のあつた標記については了承いたします。

なお、各地方農政局長あて別添のとおり通知し、主旨の徹底を図ることにしましたので、地方連絡会議の運営についてよろしくお取り計らい願います。

別添（略）